

○上越教育大学教育実習委員会規程

(平成17年4月13日規程第26号)

最終改正 平成30年3月23日規程第14号

(設置)

第1条 上越教育大学教授会規則(平成16年規則第5号)第8条第1項の規定に基づき、上越教育大学教授会の専門委員会として、上越教育大学教育実習委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、学部及び大学院の教育実習(学部の保育実習を含む。)に関する事項について調査検討することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育実習に関する事項
- (2) その他学長が必要と認めた事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 学校教育専攻の各コースから選出された教授又は准教授(講師及び助教を含む。以下同じ。)各1人
- (2) 教科・領域教育専攻の各コースから選出された教授又は准教授各1人
- (3) 教育実践高度化専攻から選出された教授又は准教授1人
- (4) 学校教育実践研究センター長並びに上越教育大学学校教育実践研究センター規則(平成16年規則第27号)第4条第1項第2号に規定する教員及び同項第4号に規定する特任教員
- (5) 附属学校副校長(副園長を含む。)
- (6) 教育支援課学校実習推進室長
- (7) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

第5条 前条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる委員は、教育研究評議会の意見を聴いて、学長が委嘱する。

- 2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第7号に掲げる委員の任期の終期は、委員として委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、委員のうちから学長が指名する。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(会議の招集及び議長)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
(定足数及び議決数)

第8条 委員会は、委員(出張を命じられた者を除く。)の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。
(専門部会の設置)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
(事務の処理)

第11条 委員会に関する事務は、教育支援課学校実習推進室において処理する。
(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月13日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱する第4条第1号から第4号までの委員及び第8号に規定する委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとし、再任を妨げない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この規程の施行後最初に委嘱する第4条第1号及び第2号の委員のうち、第一部、第三部及び第四部の各1人の委員並びに第二部の2人の委員の任期は、平成18年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則(平成19年規程第8号(平成19年3月1日))

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規程第5号(平成20年3月21日))

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱する第4条第1号及び第2号の委員のうち、学校教育専攻の各コースから選出される4人のうちの2人、教科・領域教育専攻の各コースから選出される5人のうちの3人の委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則(平成22年規程第13号(平成22年3月11日))

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規程第12号(平成23年3月14日))

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規程第4号(平成24年3月14日))

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規程第7号(平成25年3月22日))

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第2号（平成26年2月13日））

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第5号（平成27年3月6日））

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第14号（平成30年3月23日））

この規程は、平成30年4月1日から施行する。